

東弁24人第414号

2013（平成25）年1月30日

警視庁

警視総監 西村泰彦 殿

東京弁護士会

会長 斎藤義房

人権侵害救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴庁に対し、下記の通り警告いたします。

記

第1 警告の趣旨

申立人が受傷したのち約20日間、また、B弁護士が警視庁新宿警察署（以下、「新宿警察署」といいます。）に対し病院での診療を新宿警察署に申し入れてから13日間にわたり、申立人の骨折に対して睡眠導入剤の処方以外の処置を一切行わなかったことは、申立人の、的確な医療上の措置を受ける権利を侵害したものです。

今後、貴庁が管理する刑事収容施設の収容者について受傷を確認した際は、病院での受診を含め、速やかに的確な医療措置を講じるよう警告します。

第2 警告の理由

1 認定した事実

（1）申立人の逮捕・勾留

申立人は、平成21年9月30日午前9時30分ころ、新宿駅において、

新宿警察署署員による職務質問を受け、同署員の求めに応じて警視庁新宿警察署に任意同行した。

新宿警察署署員は、同日、申立人を覚せい剤取締法違反（使用）の被疑者として緊急逮捕し、同年10月2日に身柄付きで東京地方検察庁検察官に事件を送致した。

（２）申立人の受傷状況

ア 接見時の申告

申立人は、上記逮捕後、当番弁護の出勤を要請した。

B弁護士は、同要請に基づき出勤し、平成21年10月6日、新宿警察署内留置施設において申立人と接見した。その際、同弁護士は、申立人から、同年9月30日に新宿警察署の警察職員から暴行を受けて左手第2指を負傷したとの申告を受けたため、申立人の受傷部位を確認し、デジタルカメラで撮影を行った上で、新宿警察署に対し、治療を行うよう口頭で申し入れた。

上記によれば、申立人は、新宿警察署に任意同行をした同年9月30日から、B弁護士が申立人の受傷部位を確認した同年10月6日までの間に、左手第2指を負傷したことが認められる。

そして、申立人が、同年9月30日に新宿警察署職員により逮捕されていること、その後、B弁護士が接見した同年10月6日までの間に、申立人が上記傷害を負うような特段の事情が見受けられないことから、同傷害は、同年9月30日に、申立人が新宿警察署に任意同行し新宿警察署職員により逮捕されるまでの間に生じたものと認められる。

イ 申立人本人及び弁護人からの診療要望

B弁護士は、平成21年10月8日に申立人と再度接見した。その際、申立人から、同月6日に病院での診察をするよう要望書を作成して新宿警察署に提出したにもかかわらず、診察してもらっていないとの訴えがあった。そのため、同弁護士は、新宿警察署に対し、早急に診察するよう改め

て口頭で申し入れた。

その後も病院に連れて行ってもらえないとの申立人の訴えがあったため、同弁護士は、同月14日、暴行が行われたことを理由として、原裁判の取消しと勾留場所を東京拘置所とすることを求めて、勾留決定に対する準抗告を提起した。同準抗告については棄却されたが、その決定書には、「一件記録によれば、被疑者は同年9月30日に警察官から差押捜索許可状（強制採尿令状）を示された際、急に暴れて警察官に制止されるなどしたことが認められるのであって、上記受傷はその際に生じたものと考えても矛盾はない。以上からすると…の暴行があったとの弁護人の主張はにわかには採用できない。」との記載があった。

ウ 証拠保全手続

また、同弁護士は、平成21年10月14日、東京地方裁判所に対し、証拠保全請求をし、同月15日、被疑者の身体の状況を明らかにするための検証が行われ、申立人の左手第2指の状態が写真撮影された。

(3) 負傷後の診療状況

ア 新宿警察署での診療

申立人は、新宿警察署の常勤医による診察を受けたが、何ともない、と言われ、何の治療も受けられず、睡眠導入剤のみ処方された。

イ 大同病院での診療

申立人は、平成21年10月19日、大同病院において向島祐医師の診察を受け、左手第2指槌指（末節骨々折）との診断を受けた。

2 判断

申立人は、平成21年9月30日に受傷した後、遅くとも、B弁護士が申立人の受傷部位を確認した同年10月6日には、病院での診療を新宿警察署に申し入れている。

その後も、申立人は、同人本人又は弁護人を通じて、病院での診療を再三新宿警察署に求めたが、結局、申立人に対し病院での診療が行われたのは、逮捕から19日が経過した同年10月19日であった。その間、新宿警察署においては、申立人に対し、常勤医による診察を実施したが、同医師は、申立人に対し睡眠導入剤を処方したのみで、骨折に対する治療は行わなかった。

上記のように、新宿警察署においては、申立人が受傷したのち約20日間、また、B弁護士が病院での診療を新宿警察署に申し入れてから13日間にわたり、申立人の骨折に対して睡眠導入剤の処方以外の処置を一切行わなかった。

ところで、一般的に、刑事収容施設が被収容者の呈した症状に照らし、的確な医療上の措置を取る注意義務を負っていることは裁判例でも認められており（東京高裁平成18年4月26日判決）、この理は本件においても当然に妥当する。

更に、日本弁護士連合会は人権擁護大会において、平成23年10月7日、「患者の権利に関する法律の制定を求める決議」を採択し、「刑事収容施設の被収容者が安全で質の高い医療を適時に受けられない状態が半ば放置されている深刻な事態は一刻も早く解消されなければならない」と決議しているところである。傷害を負った被疑者が社会と同等の水準の医療を受けられる状態に置かれるべきことは、強く要請される。

そして、一般的に、骨折は相当程度重大な傷害であり、新宿警察署が正当な理由なく13日間以上の長期間に渡って睡眠導入剤の処方以外の治療を行わなかったことは、的確な医療上の措置を取る注意義務に反していたと言える。

従って、このような新宿警察署の行為（診療懈怠）は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第62条の規定を待つまでもなく、申立人の、的確な医療上の措置を受ける権利を侵害するものであり、人権侵害である。

3 結論

以上のように、新宿警察署が、申立人の受傷後約20日もの間、申立人の骨折に対し治療行為を行わなかったことは、申立人の人権を侵害するものであるから、警告の趣旨のとおり警告する。

以 上